

後期高齢者医療制度からのお知らせ

～高額介護合算療養費について～

高額介護合算療養費制度とは、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険制度の自己負担額の合計が下表の限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険制度から支給されます。

ただし、後期高齢者医療制度又は介護保険制度の自己負担額のいずれかが0円の場合や、支給額が500円以下となる場合は支給対象となりません。

後期高齢者医療制度と介護保険制度の自己負担合計額の限度額

《支給対象期間(計算期間) 令和元年8月1日～令和2年7月31日までの1年間》

負担割合	区分		自己負担合計額の限度額
3割	現役並み所得者	現役Ⅲ	課税所得690万円以上
		現役Ⅱ	課税所得380万円以上
		現役Ⅰ	課税所得145万円以上
一般			56万円
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	区分Ⅰに該当しない方
		区分Ⅰ	世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

支給例

後期高齢者医療制度 自己負担額	15万円
介護保険制度 自己負担額	44万円
自己負担額の合計	= 59万円

一般区分の方
(自己負担合計額の限度額=56万円)

自己負担額の合計	59万円
自己負担合計額の限度額	56万円
支給額	= 3万円

●申請方法／対象となる世帯には、3月下旬頃に北海道後期高齢者医療広域連合より、申請のお知らせが送付されますので、市役所国保医療課へ申請してください。

重度心身障がい者医療費助成を受けられた方へ

支給対象期間(計算期間)中、北斗市の重度心身障がい者医療費助成を受けられた方は、医療費助成制度が負担した額に対する高額介護合算療養費について、委任状を提出していただき、北斗市が代理受領します。対象の方は、3月下旬～4月上旬に申請のお知らせとあわせてご案内します。

通知が届かないときは

支給対象期間(計算期間)の途中で、健康保険の変更や、北海道外の他市町村からの転入・転出などがあった場合、申請のお知らせが通知できないことがあります。

この場合、以前の医療保険者や介護保険者から「自己負担額証明書」の交付を受けたうえで申請していただく必要があります。

問 市役所国保医療課医療給付係[内線125]

2021年3月までに

マイナンバーカードを申請すると
マイナポイントがもらえる!

対象期間が変わりました!

上限 付与率25%

5,000円相当



マイナンバーカードは、マイナンバーカード総合サイトから申請できます

HP <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

郵便・まちなかの証明写真機からも申請できます。



マイナンバーカードを受け取ったら、マイナポイントを申し込もう!

マイナポイントは選んだキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与されます。2021年9月までのチャージまたはお買い物が対象です。

スマホ、パソコンのほか、マイナポイント手続きスポット(市役所市民課窓口、郵便局、コンビニなどの端末)で申し込みできます。